

東日本国際大学附属昌平高等学校同窓会 会 則

- 第1条 本会は東日本国際大学附属昌平高等学校同窓会と称する。
- 第2条 本会は事務局を東日本国際大学附属昌平高等学校内（福島県いわき市平上片寄字上ノ内153）に置く。
- 第3条 本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展のため連絡を密にすることを目的とする。
- 第4条 本会は前記の目的を達成するため次の事業を行う。
1.会報及び、会員名簿を作成すること。
2.幹事会で必要と認めたこと。
- 第5条 本会は次の会員で組織する。
1.正会員
東日本国際大学附属昌平高等学校の卒業生、
東日本国際大学附属昌平高等学校に在学した者で、会長の承認を得た者
2.特別会員
東日本国際大学附属昌平高等学校の教職員
東日本国際大学附属昌平高等学校の教職員であった者
- 第6条 1.本会に次の役員を置く。
会長1名、副会長若干名、事務局長1名、書記1名、
会計1名、監事2名
2.本会に幹事会を置き、決議機関とする。
幹事委員は卒業年度別に各2名以上
- 第7条 本会の役員の選出方法は次のように定める。
1.会長、副会長は幹事会で選出する。
2.幹事会は年度別会員の互選による。
3.その他の役員は会長が推薦し、幹事会で承認を得る。
4.顧問は幹事会が決定する。
なお顧問のうち1名は母校の校長とする。
5.幹事は会長が委嘱する。

- 第 8 条 本会役員の任期は 2 年とする。ただし再選を妨げない。
なお補欠によって就任した者は、前任者の残任期間とする。
- 第 9 条 本会の役員の任務は次のとおりとする。
1.会長は会務を総理し、本会を代表する。
2.副会長は会長の補佐にあたる。また、万一、会長事故にあったときは、その代理・代行する。
3.役員会は、会務の執行にあたる。
4.幹事会は会務および必要事項について決定する。
5.監事は会務および会計の監査を行う。
6.幹事は会員との連絡、庶務の執行にあたる。
- 第 10 条 本会の会議は役員会および幹事会とする。
- 第 11 条 幹事会は毎年 1 回以上開催する。
- 第 12 条 役員会は会長が招集し、その議長となり、出席者の過半数で議決する。
- 第 13 条 定期幹事会において、議題とする事項は次のとおりとする。
1.会務および事業報告
2.決算の承認および予算の決定
3.会則の改正
4.役員を選出
5.その他
- 第 14 条 1.本会の経費は会員の終身会費、寄付金をもってこれに充てる。
2.本会の正会員は終身会費 7, 0 0 0 円を納入する。
- 第 15 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第 16 条 本会の会則の変更は総会の議決による。
- 付 則 1.本会の円滑な運営を図るため、別に細則をもうけることができる。
2.会則は平成 2 1 年 4 月 1 日より施行する。